

約内容をしっかり確認！ アナログ回線に戻す手続きはご自身でも可能です。

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211209_1.html

.....

2. 9月は「高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン」月間です！

毎年9月を「高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン」期間と定め、茨城県消費生活センターでは、県内市町村及び県警察本部と連携して啓発活動を実施しています。

高齢者は、健康やお金、孤独などの不安を抱えていると言われており、悪質な業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、貴重な財産を狙っています。

高齢者の被害を防ぐには、ご家族や高齢者の周りの方々（ご近所、民生委員、ホームヘルパーの方など）に、高齢者の様子を気にかけていただくことが大切です。見慣れない商品・同じ商品が届いていたり、工事事業者など、見慣れない人や車がたびたび出入りしているなど、高齢者のいつもと違う様子に気づいたら、消費生活センターに相談するよう案内しましょう。また、本人だけでなくご家族やホームヘルパーなど周りの方からの相談や問い合わせも受け付けています。

見守りのポイントはHP「いばらき消費生活なび」の「高齢者キャンペーン」特設ページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/campaign/old.html>

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

[mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■